

平成25年度西原町嘱託員採用予定候補者名簿登載について

【職種区分及び職務内容】

職 種	業 務 内 容
用務嘱託員	庁舎内外の清掃業務
町県民税業務嘱託員	町県民税等窓口業務
加配保育士業務嘱託員	保育業務
年休代替保育士業務嘱託員	保育業務
児童館業務嘱託員	児童館の管理運営業務
年休代替等児童館業務嘱託員	児童館の管理運営業務
栄養士業務嘱託員	保育所給食における栄養士業務
乳幼児医療業務嘱託員	小児医療助成業務

【採用期間】 採用後1年以内

- 【資格】
- ・西原町に住所を有する者で高等学校卒業以上の学歴を有する者(要運転免許)
 - ・町県民税業務嘱託員については、町県民税に関する経験及び知識を有する者
 - ・保育士業務嘱託員、児童館業務嘱託員については、県内に住所を有する者で正規の保育士登録を済ませた者
 - ・介護認定訪問調査嘱託員、介護報酬明細書点検事務嘱託員については、県内に住所を有する者で介護支援専門員資格を有する者
 - ・障害程度区分認定嘱託員については、県内に住所を有する者で保健師、看護師、社会福祉士、ケアマネージャでその職務を遂行する知識と経験を有すると認められる者
 - ・診療報酬明細書点検事務嘱託員・乳幼児医療業務嘱託員については、医療事務資格を有する者
 - ・栄養士業務嘱託員及び保健師業務嘱託員については、県内に住所を有する者で各々資格免許を有する者
 - ・窓口手話通訳業務嘱託員については、県内に住所を有する者で手話通訳士資格保持者又は全国統一手話通訳者試験に合格した者

【受付】 9:00～17:15(土日、祝日を除く)

【提出書類】 自筆履歴書1通(写真を貼ったもの)と資格要件等がある職種については、その資格等の写しを総務部総務課へ提出してください。
※ その他詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ 総務部総務課職員係 ☎945-5011 (内線114)

平成25年度教育委員会臨時職員及び嘱託職員採用予定候補者名簿登載について

【臨時職員】

職 種	業 務 内 容
一般事務	一般的な事務処理業務
図書館業務	図書館業務(土日)

【嘱託職員】

職 種	業 務 内 容
建築技術業務	学校施設の建築関係業務
電算事務指導業務	学校(小学・中学・幼稚園)のパソコン指導、機器の保守管理業務
学校給食費等滞納整理業務	学校給食費等の徴収、滞納整理に関する業務
学校給食調理業務	学校給食の調理に関する業務
パート調理業務(年休代替)	学校給食の調理に関する業務
用務嘱託員(町立小中学校)	学校の用務(湯茶・接待、印刷、掃除等及び一部事務含む)

【採用期間】 採用後1年以内

- 【資格要件等】
- ・西原町に住所を有するもので高等学校卒業以上の学歴を有する者(要運転免許)
 - ・建築技術業務については2級以上建築士免許保持者
 - ・幼稚園教諭については幼稚園教諭免許保持者
 - ・幼稚園預かり保育業務については保育士の資格保持者であれば可
 - ・特別支援教育支援員については教諭免許保持者
 - ・司書業務については司書資格保持者

【受付】 9:00～17:15(土日、祝日を除く)

【提出書類】 自筆履歴書1通(要写真添付)と免許の写しを添付して教育委員会(教育総務課)へ提出
※ その他詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ 教育委員会教育部教育総務課 ☎945-3655 (内線502)

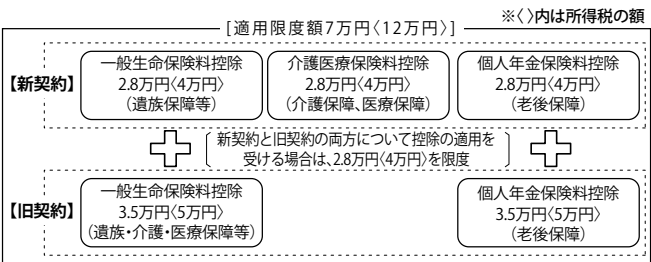
平成25年度から適用される個人住民税の税制改正(お知らせ)

生命保険料控除の改組…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(以下「新契約」)に係る控除

- 1 新たに介護医療保険料控除が新設されます。新契約に係る介護保険料控除、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2.8万円とし、合計適用限度額は7万円となります。
各保険料控除の控除額の計算は右のとおりです。

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料÷2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料÷4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

- 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じてそれぞれ保険料控除が適用されます。
- 2 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(以下、「旧契約」)については、従前と同様の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除が適用されます。
- 3 新旧双方の契約で適用を受ける場合の一般生命保険料控除又は個人年金保険料の控除額はそれぞれ次に掲げる金額の合計額(適用限度額2.8万円)となります。
- 新契約による控除額→新しい計算式により計算
 - 旧契約による控除額→従前の計算式により計算



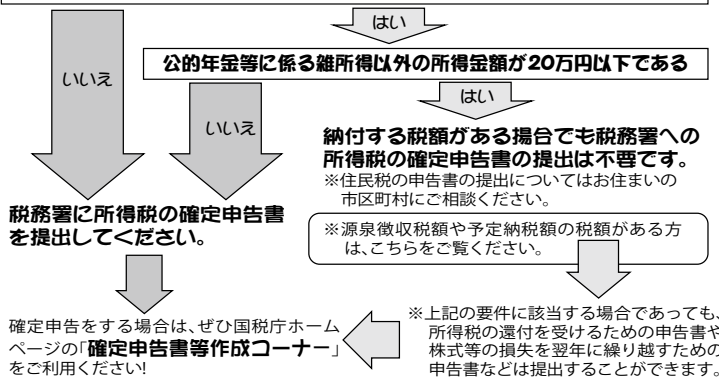
お問い合わせ 総務部税務課 ☎945-4729

公的年金等を受給している方の申告方法が変わりました!

所得税法が改正され、平成23年分以後の所得税について、その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出が不要(注)となりました。

- 注1 所得税の確定申告書の提出が不要かどうかは、年ごとに判定します。
- 2 所得税の確定申告書の提出が不要な場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
- 3 所得税の確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。(詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。)

以下のフローチャートにより所得税の確定申告書の提出の要否をチェックしてください。
公的年金等の収入金額(2ヶ所以上ある場合は、その合計額)が、400万円以下である



お問い合わせ 北那覇税務署総務課 ☎877-1324 (代)

第2回、3回の家庭教育学級を開催しました

西原東小学校

第2回 家庭教育学級
親子で作ろう! コード(ひも使いネックレス)
講師: 平良 広美(ビーズアート技能認定者)
日時: 9月15日(土)9:30~11:30
親子30名がステキに変身!

第3回 家庭教育学級
沖縄タイムス社「新聞作り見学」
日時: 10月27日(土)13:30~15:00
新聞ができるまでのことを勉強しました。

西原東中学校

第2回 家庭教育学級
レース針で作るジュエリークロシェネックレス作り
講師: 石川 政美(ジュエリークロシェ認定講師)
日時: 9月21日(金)18:30~21:00
カットソーとあわせるだけで“キチンと”感が演出できるネックレスに挑戦。

第3回・4回 家庭教育学級
「コーチングとは」~親が変われば子が変わる~
講師: 下野 たえ子(マブイセラピスト)
日時: 11月1日(木)19:00~21:00
11月30日(金)19:00~21:00

坂田小学校

第2回 家庭教育学級
「沖縄フィルハーモニー管弦楽団によるファミリーコンサート」
日時: 10月14日(日)10:30~12:30
琉神マフヤー、「マルマルモリモリ」などの楽しい曲をいっぱい演奏していただきました。

第2回 家庭教育学級
「ひとりひとりは価値ある人」
講師: 比嘉 信子(NPO 沖縄福祉教育研究会代表)
日時: 10月27日(土)14:00~16:00
和やかな雰囲気の中で、楽しい講話となりました。

西原中学校

第2回 家庭教育学級
「すべての答えは自分の中にある!」

家庭教育学級に関するお問い合わせ 教育部生涯学習課 ☎945-5036